

警報発表時等の生徒登下校

- ・ **伊丹市、尼崎市、宝塚市、川西市、西宮市のいずれか**に下記のいずれかの警報が発表されている場合は、以下①～③の段階に応じて、自宅待機とする。
 - ・ **居住地の市町、または通学途中の市町**にいずれかの警報が発表されている場合は、以下①～③の段階に応じて、**その地域に在住の生徒**は自宅待機とし、他の生徒は登校する。
- ① **午前7時現在、警報が発表されている場合は自宅待機とし、午前10時現在、警報が解除されている場合は、5限の授業より行う。**
 - ② **午前10時現在、警報が発表されている場合は自宅待機とし、正午現在、警報が解除されている場合は、9限の授業より行う。**
 - ③ **正午現在、警報が発表されている場合又は正午を過ぎて警報が発表された場合は、臨時休業とする。**

対象となる警報

大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、
大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報

※警報発表等により、定期考査が実施できなかった場合は、その日数等に応じ、実施できなかった考査を、当該定期考査最終日の翌日及びそれ以降の連続する（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く）同限に実施する。

※その他、非常災害時の取扱については、その都度定めるものとする。

※また、登校後に特別警報、警報が発表された場合、天候の推移や交通機関、通学路の状況に応じて下校または学校待機を指示する。